

広島県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があつた。

平成二十四年七月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定		施 設	
種 類	名 称	所 在 地	変 更 事 項
老人ホーム	尾道市寿楽園	尾道市因島原町一〇七六番地一	変 更 後
	名称		養護老人ホーム寿楽園